



豊監公表第1号

令和5年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市上下水道事業管理者より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年（2025年）1月30日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	清 水 聖 子
同	中 川 隆 弘
同	横 尾 しずか

(様式7)

豊水窓第1275号

令和7年(2025年) 1月 7日

豊中市監査委員 様

豊中市上下水道事業管理者

吉田 久芳

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和5年度(2023年度)定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和 6年 3月28日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
上下水道局 窓口課	「工業用水・井戸水汚水排出量 認定 5年」簿冊において、一 部の事業者に対して、下水道条 例に定める毎使用月の申告によ らず、前年の年間実績の報告に 基づいて排出量を認定している ことを示す記載が見受けられ た。	前年の汚水排出量の年間実績の 報告に基づいて排出量を認定し ていた一部の事業者に対して、 令和7年度(2025年度)申告分か ら、下水道条例に定める毎使用 月、その使用月の終日から起算 して7日以内に汚水の量及びそ の算出根拠を記載した申告書の 提出を受け、排出量を認定する よう改めた。